

第  
22回

## シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

前号に続き、自社株評価額引下げ対策を説明します。

### ③ 類似業種比準価額の自社株引下げ対策

類似業種比準価額を引き下げるポイントは、算式の計算要素である1株あたりの配当金額、利益金額、純資産価額を引き下げることです。

#### (a) 1株あたりの配当金額の引下げ

1株あたりの配当金額は直近2期間の配当の平均で算定されます。配当を2期間無配にすれば、1株あたりの配当金額は、0になります。ただし、一定の要件を満たす場合には、類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式により評価しなければならなくなってしまうため注意が必要です。

なお、特別配当や、記念配当などの非経常的な配当は1株あたりの配当金額に含みません。経常的な配当はできるだけ低く抑え、業績のよい事業年度に特別配当をすることにより、1株あたりの配当金額が高くなってしまふのを調整することもできます。

#### (b) 1株あたりの利益金額の引下げ

会社利益の圧縮により、1株あたりの利益金額を引き下げます。新会社を設立するなど、利益の分散を図ることも考えられます。

ただし、新会社の設立は、開業後3年未満の会社に該当し、原則として純資産価額方式が適用されてしまうため注意が必要です。

#### (c) 1株あたりの純資産価額の引下げ

1株あたりの純資産価額は、会社の財務の健全性を表すということもできます。良好な財務状態を維持しながら後継者への円滑な自社株承継を図るという観点からは、1株あたりの純資産価額の引下げを積極的に行う必要はありません。

### ④ 純資産価額方式での自社株引下げ対策

純資産価額方式による自社株評価を引き下げるポイントは、(a) 損失の計上により純資産を減少させる、(b) 取引価額よりも相続税評価額が低い資産を取得する、の2点です。

#### (a) 損失の計上

損失を計上すると純資産額は減少します。ただし、事業経営上の合理性はなく、税負担の軽減のみを目的に損失を計上するのは本末転倒です。

例えば、後継者への経営承継を機に、先代経営者が役員を担任して退職金を支給する等です。

#### (b) 相続税評価額が取引価額よりも低い資産の取得

余剰金がある場合、市況次第で、賃貸収益物件を取得することも考えられます。この場合、敷地は貸家建付地、建物は貸家として評価され、取引価額の半額以下の評価になる場合もあります。